

第 9 編

諸 告 示 (県 報)



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 選挙管理委員会告示

54 衆議院議員総選挙における選挙人名簿の被登録資格の基準日等 1

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第54号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定により、令和3年10月31日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を次のとおり告示する。

令和3年10月15日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

- 1 基準となる日 令和3年10月18日。ただし、年齢については令和3年10月31日
- 2 登録を行う日 令和3年10月18日



県章

和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 選挙管理委員会告示

56 地方自治法等の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 1

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第56号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による条例の制定又は改廃の請求及び監査の請求並びに議会の解散の請求、知事の解職の請求、副知事、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求及び議会の議員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第16号）の規定による教育委員会の教育長又は委員の解職の請求に必要な連署の数を次のとおり告示する。

令和3年10月18日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小濱孝夫

1 地方自治法第74条第1項の規定による条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定による監査の請求における連署について必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数

16,048人

2 地方自治法第76条第1項の規定による議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定による知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定による副知事、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による教育委員会の教育長又は委員の解職の請求における連署について必要な選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

200,300人

3 地方自治法第80条第1項の規定による議会の議員の解職の請求における連署について必要な所属選挙区

和歌山市選挙区	102,807人
海南市・海草郡選挙区	16,790人
橋本市選挙区	17,533人
有田市選挙区	7,770人
御坊市選挙区	6,443人
田辺市選挙区	20,380人
新宮市選挙区	7,924人
紀の川市選挙区	17,368人
岩出市選挙区	14,916人
伊都郡選挙区	6,747人
有田郡選挙区	12,556人
日高郡選挙区	14,169人
西牟婁郡選挙区	11,488人
東牟婁郡選挙区	10,577人



県章

和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 選挙管理委員会告示

- 57 衆議院議員総選挙における選挙長及びその職務代理者並びに選挙分会長及びその職務代理者並びに最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務代理者の住所及び氏名..... 1
- 58 投票用紙の様式..... 2
- 59 選挙長等にする届出等の受理場所..... 7
- 60 選挙公報に掲載する掲載文等の紙面の大きさ等..... 7
- 61 選挙公報に掲載する掲載文等の順序を定めるためのくじを行う場所等..... 7
- 62 政見放送の日時を定めるためのくじを行う場所等..... 7
- 63 衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等名称掲示の掲載の順序を定めるためのくじを行う場所等..... 8
- 64 選挙会及び選挙分会の場所等..... 8

○ 衆選1選挙長告示

- 1 選挙立会人となるべき者のくじを行う場所等..... 8

○ 衆選2選挙長告示

- 1 選挙立会人となるべき者のくじを行う場所等..... 8

○ 衆選3選挙長告示

- 1 選挙立会人となるべき者のくじを行う場所等..... 9

○ 衆選近畿選挙分会長告示

- 1 選挙分会立会人となるべき者のくじを行う場所等..... 9

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第57号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙における選挙長及びその職務代理者並びに選挙分会長及びその職務代理者並びに最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務代理者の住所及び氏名を次のとおり告示する。

令和3年10月19日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小濱孝夫

区分	氏名	住所
和歌山県第1区選挙長	廣谷行敏	和歌山市新堀東一丁目1番19号
和歌山県第1区選挙長職務代理者	青野諒	和歌山市新留丁3番地1 ユーミー新留丁ファーストステージ105
和歌山県第2区選挙長	角田秀樹	和歌山市梶取327番地7
和歌山県第2区選挙長職務代理者	小畑幸司	和歌山市匠町9番地
和歌山県第3区選挙長	大沢広太郎	田辺市湊38番24号

和歌山県第3区選挙長 職務代理人	寺村洋和	和歌山市友田町三丁目38番地 シャルマンフジスマート友田町1104号
近畿選挙区和歌山県選挙 分会長	廣谷行敏	和歌山市新堀東一丁目1番19号
近畿選挙区和歌山県選挙 分会長職務代理人	青野諒	和歌山市新留丁3番地1 ユーミー新留丁ファーストステージ105
和歌山県審査分会長	角田秀樹	和歌山市梶取327番地7
和歌山県審査分会長職務 代理人	小畑幸司	和歌山市匠町9番地

和歌山県選挙管理委員会告示第58号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に使用する投票用紙の様式を次のとおり定める。

令和3年10月19日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

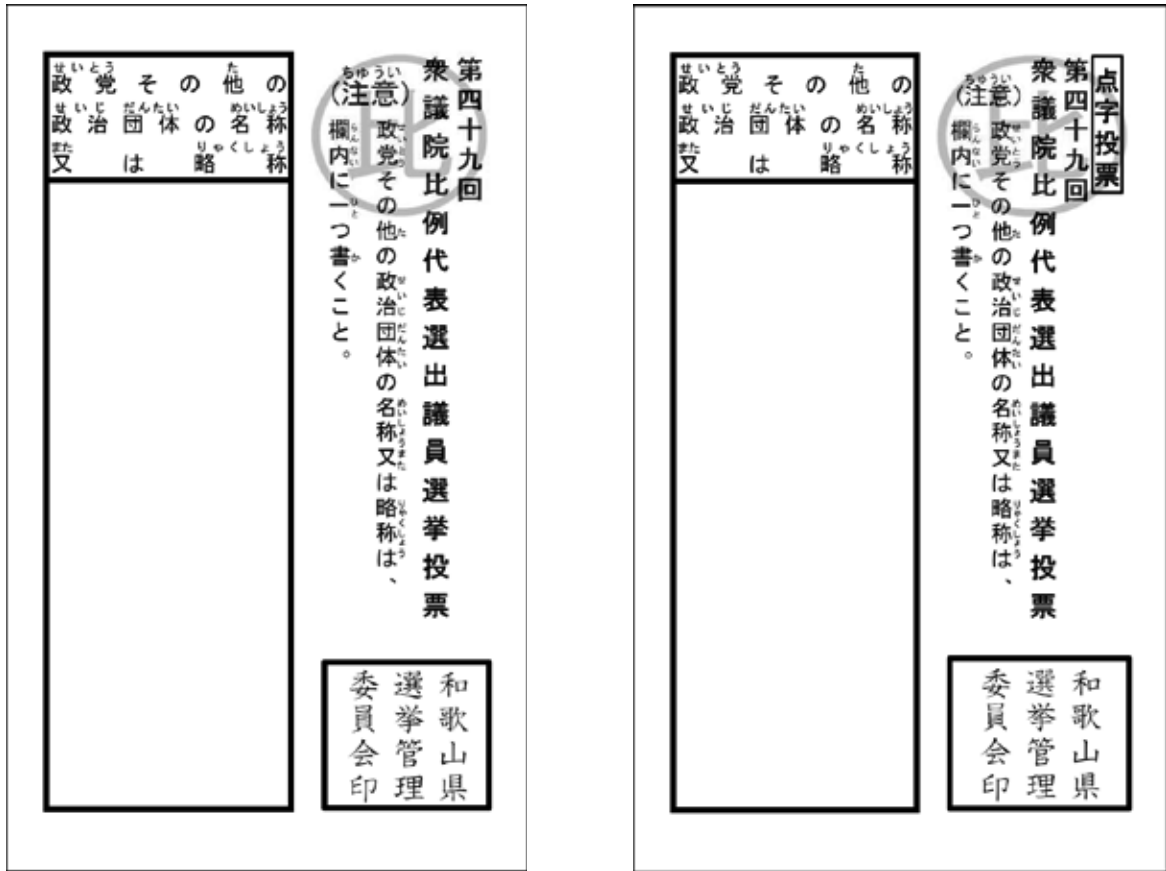
1 衆議院小選挙区選出議員選挙に使用する投票用紙の様式

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <small>こうほしやしめい</small> 候補者氏名 </div> <div style="border: 1px solid black; height: 300px; width: 100%;"></div> <div style="text-align: center;"> <p>第四十九回 衆議院小選挙区選出議員選挙投票</p> <p>(注意)</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;"> 和歌山県 選挙管理 委員会印 </div>	<div style="text-align: right; margin-right: 10px;"> <p>点字投票</p> <p>第四十九回 衆議院小選挙区選出議員選挙投票</p> <p>(注意)</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <small>こうほしやしめい</small> 候補者氏名 </div> <div style="border: 1px solid black; height: 300px; width: 100%;"></div> <div style="text-align: center;"> <p>和歌山県 選挙管理 委員会印</p> </div>
---	--

備考

- 1 大きさは、おおむね縦12.8センチメートル、横8.0センチメートルとする。
- 2 用紙の色は、あさぎ色（水色）とする。
- 3 文字等の印刷は、黒色とする。
- 4 和歌山県選挙管理委員会印は、黒色刷込みとする。
- 5 点字投票用紙には、選挙種別の点字表記を行う。

2 衆議院比例代表選出議員選挙に使用する投票用紙の様式



備考

- 1 大きさは、おおむね縦12.8センチメートル、横8.0センチメートルとする。
- 2 用紙の色は、ピンク色（うす桃色）とする。
- 3 文字等の印刷は、黒色とする。
- 4 和歌山県選挙管理委員会印は、黒色刷込みとする。
- 5 点字投票用紙には、選挙種別の点字表記を行う。

3 最高裁判所裁判官国民審査に使用する投票用紙の様式

表

第二十五回
最高裁判所裁判官
国民審査投票

和歌山県選挙管理委員会印

裏

													×を書く欄
裁判官の氏名	裁判官の氏名	裁判官の氏名	裁判官の氏名	裁判官の氏名	裁判官の氏名	裁判官の氏名	裁判官の氏名	裁判官の氏名	裁判官の氏名	裁判官の氏名	裁判官の氏名	裁判官の氏名	裁判官の氏名

注意

一 やめさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の上の欄に×を書くこと。

二 やめさせなくてもよいと思う裁判官については、何も書かないこと。

<p>第二十五回 最高裁判所裁判官 国民審査投票</p>	<p>和歌山県 選挙管理 委員会印</p>
<p>点 字 投 票</p>	
<p>注意 一 やめさせた方がよいと思う裁判官があ るときは、その氏名を書くこと。 注二 やめさせた方がよいと思う裁判官がな いときは、何も書かないこと。</p>	

備考

- 1 大きさは、おおむね縦8.0センチメートル、横12.8センチメートルとする。
- 2 用紙の色は、ウグイス色とする。
- 3 文字等の印刷は、黒色とする。
- 4 和歌山県選挙管理委員会印は、黒色刷込みとする。
- 5 点字投票用紙には、選挙種別の点字表記を行う。

和歌山県選挙管理委員会告示第59号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において、選挙長、選挙分会長及び審査分会長にする届出等の受理場所は、次のとおりである。

令和3年10月19日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

和歌山県第1区 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室

（令和3年10月19日については、和歌山県庁北別館2階大会議室）

和歌山県第2区 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室

（令和3年10月19日については、和歌山県庁北別館2階大会議室）

和歌山県第3区 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室

（令和3年10月19日については、和歌山県庁北別館2階大会議室）

和歌山県選挙分会 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室

和歌山県審査分会 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室

和歌山県選挙管理委員会告示第60号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第167条第1項の規定により発行する選挙公報に掲載する掲載文の候補者1人についての紙面の大きさ及び選挙公報に掲載する候補者の写真の大きさを次のとおり告示する。

令和3年10月19日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

1 紙面 おおむね縦15センチメートル、横36センチメートルとする。

2 写真 おおむね縦、横それぞれ4センチメートルとする。

和歌山県選挙管理委員会告示第61号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第6項の規定による選挙公報に掲載する掲載文等の掲載順序を定めるためのくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

令和3年10月19日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

1 衆議院小選挙区選出議員選挙

（1）場所 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室

（2）日時 令和3年10月19日 午後5時30分

2 衆議院比例代表選出議員選挙

（1）場所 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室

（2）日時 令和3年10月20日 午後6時

和歌山県選挙管理委員会告示第62号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第14条第1項の規定による政見放送の日時を定めるためのくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

令和3年10月19日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

1 場所 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室

2 日時 令和3年10月19日 午後6時

和歌山県選挙管理委員会告示第63号

令和3年10月31日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により、名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序を定めるためのくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

令和3年10月19日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

1 場所 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室

2 日時 令和3年10月19日 午後7時

和歌山県選挙管理委員会告示第64号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙における選挙会及び選挙分会の場所及び日時並びに最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時を次のとおり告示する。

令和3年10月19日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

和歌山県第1区

1 場所 和歌山県庁北別館2階大会議室

2 日時 令和3年11月2日 午後1時30分

和歌山県第2区

1 場所 和歌山県庁北別館2階大会議室

2 日時 令和3年11月2日 午後2時

和歌山県第3区

1 場所 和歌山県庁北別館2階大会議室

2 日時 令和3年11月2日 午後2時30分

近畿選挙区和歌山県選挙分会

1 場所 和歌山県庁北別館2階大会議室

2 日時 令和3年11月2日 午後3時

和歌山県審査分会

1 場所 和歌山県庁北別館2階大会議室

2 日時 令和3年11月2日 午後3時30分

衆選1 選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第1区選挙長告示第1号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第1区における選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

令和3年10月19日

衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第1区

選挙長 廣 谷 行 敏

1 場所 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室

2 日時 令和3年10月29日 午前10時

衆選2 選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第2区選挙長告示第1号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第2区における選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

令和3年10月19日

衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第2区
選挙長 角 田 秀 樹

- 1 場所 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室
- 2 日時 令和3年10月29日 午前10時30分

衆選3選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第3区選挙長告示第1号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第3区における選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

令和3年10月19日

衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第3区
選挙長 大 沢 広太郎

- 1 場所 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室
- 2 日時 令和3年10月29日 午前11時

衆選近畿選挙分会長告示

衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区和歌山県選挙分会長告示第1号

令和3年10月31日執行の衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区における和歌山県選挙分会立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

令和3年10月19日

衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区
和歌山県選挙分会長 廣 谷 行 敏

- 1 場所 和歌山県庁本館3階選挙管理委員会室
- 2 日時 令和3年10月29日 午前11時30分



県章

和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 選挙管理委員会告示

65 候補者1人につき支出することのできる金額の制限額 1

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第65号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定により、選挙運動に関し候補者1人について支出することのできる金額の制限額は次のとおりである。

令和3年10月19日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

和歌山県第1区	23,726,400円
和歌山県第2区	22,750,600円
和歌山県第3区	22,859,100円

番号							候補者届出政党のウェブサイト等のアドレス
1	政党届出	とおにしまなみ	和歌山県橋本市	満37歳	NHKと裁判してる党弁護士法72条違反で	会社員	https://congress5050.com/ https://www.syoh-a.jp/
2	政党届出	いしだ まさとし 石田 真敏	和歌山県海南市	満69歳	自由民主党	政党役員	https://ishida-masatoshi.net https://www.jimin.jp/
3	政党届出	ふじいみきお	和歌山県伊都郡かつらぎ町	満60歳	立憲民主党	弁護士	https://www.fuji-i-mikio.net https://cdp-japan.jp
4	政党届出	ところ じゅんこ ところ 順子	和歌山県伊都郡高野町	満72歳	日本維新の会	高野町議会議員	— https://o-ishin.jp/

衆選3選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第3区選挙長告示第2号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員の選挙について、和歌山県第3区において、候補者として届出のあった者は、次のとおりである。

令和3年10月19日

衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第3区

選挙長 大沢 広太郎

届出受理番号	届出の別	ふりがな 候補者氏名	住 所	年 齢	候補者届出 政党の名称	職 業	候補者のウェブサイト等のアドレス 候補者届出政党のウェブサイト等のアドレス
1	本人届出	ほんま なのな 本間 奈々	北海道札幌市中央区	満52歳	—	会社役員	— —
2	政党届出	にかい としひろ にかい 俊博	和歌山県御坊市	満82歳	自由民主党	政党役員	http://www.nikai.jp https://www.jimin.jp/
3	政党届出	はた の 畑野よしひろ	和歌山県東牟婁郡串本町	満61歳	日本共産党	団体職員	http://www.hatano-yoshihiro.com http://www.jcp.or.jp/
4	本人届出	ねごろ ひでき ねごろ 英樹	和歌山県田辺市	満51歳	—	無職	gattenn.wordpress.com —



県章

和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 衆選2選挙長告示

- 3 衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第2区の候補者の届出事項の異動の届出 1

衆選2選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第2区選挙長告示第3号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第2区における候補者所順子から令和3年10月19日次のおり届出書の記載事項の異動届出があった。

令和3年10月19日

衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第2区
選挙長 角田 秀樹

異動事項	異動前	異動後
職業	高野町議会議員	宝石デザイナー



県章

和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 選挙管理委員会告示

70 令和3年和歌山県選挙管理委員会告示第64号（選挙会及び選挙分会の場所等）の一部改正 1

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第70号

令和3年和歌山県選挙管理委員会告示第64号（選挙会及び選挙分会の場所等）の一部を次のように改正する。

令和3年11月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小濱孝夫

近畿選挙区和歌山県選挙分会の項中

「近畿選挙区和歌山県選挙分会

「近畿選挙区和歌山県選挙分会

- | | | | |
|---------------------|---|------------------------|-------|
| 1 場所 和歌山県庁北別館2階大会議室 | を | 1 場所 和歌山県庁北別館2階大会議室 | に改める。 |
| 2 日時 令和3年11月2日 午後3時 | 」 | 2 日時 令和3年11月2日 午後3時15分 | 」 |



県章

和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 選挙管理委員会告示

71 衆議院小選挙区選出議員選挙における当選人の住所等 1

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第71号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における当選人の住所及び氏名並びに当該当選人に係る候補者届出政党の名称を次のとおり告示する。

令和3年11月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小濱孝夫

和歌山県第1区

和歌山県和歌山市美園町3丁目35番地 ポレスターけやき大通1002号

岸本周平 国民民主党

和歌山県第2区

和歌山県海南市黒江1番地74

石田真敏 自由民主党

和歌山県第3区

和歌山県御坊市島103番地1

二階俊博 自由民主党